平成２８年（フ）第６３６３号
東京都江東区新大橋１丁目６－４　新大橋マンション23
債務者　河野　元栄
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　文俊
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年12月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９９号
東京都日野市大字日野5996番地の１ハイツスバル谷203
債務者　内野　和子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
4　破産債権の届出期間　平成28年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年12月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
神奈川県三浦郡葉山町長柄887番地の１　藤和ガーデンハウス葉山501号
債務者　岩田　幸男
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　破産債権の届出期間　平成28年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年12月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６３２６号
東京都江戸川区本一色２丁目10―12―207
債務者　千葉　浩幸
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　保晴
4　破産債権の届出期間　平成28年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４号
島根県出雲市大社町北荒木165番地３
債務者　伊藤　稔正
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　孝治
4　破産債権の届出期間　平成28年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４６号
山形県村山市楯岡楯11番５号
債務者　渡辺　敏充
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
山形市薬師町２丁目12番28号
債務者　丹野　和江
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５１号
名古屋市中村区中村本町５丁目28番地　プリズム中村203号
債務者　石倉　　覚
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１５号
名古屋市港区宝神町字西屋敷1113番地　司マンション宝神304、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字大坪42番地の２　エルグランデ東浦404号
債務者　大村　友香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２号
三重県伊勢市小俣町相合893番地３　コーポみやけ201号室、前住所三重県伊勢市一之木３丁目12番12号　サニーコート一之木２Ｂ
債務者　中世古昌子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
北九州市門司区羽山１丁目10番33号
債務者　古池　一貴
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０１号
北海道北斗市久根別２丁目７番25号
債務者　新山　礼子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２０４号
函館市堀川町20番２号　永興荘
債務者　伊賀　義則
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２０７号
北海道上磯郡木古内町字木古内20番地３　大平団地104号
債務者　山下　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２０８号
函館市湯川町３丁目45番22号
債務者　由利　友秋
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
岐阜県養老郡養老町大跡７番地
債務者　桐山　良一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係